



平成26年度 看護職員関係予算の概要

※医療提供体制推進事業費補助金 151億円の内数
・都道府県が行う救急医療対策などの事業をメニュー化

1. 看護職員の復職支援等

(1) ナースセンター機能の強化等による復職支援等

- ① 中央ナースセンター事業 一部新規 333百万円

看護師等免許保持者の届出制度の創設の検討とあわせて、ナースセンターによる効果的な復職支援の実施を目指し、アクセスしやすく、かつ、より幅広く登録できる新たなシステムを構築するための支援等を行う。

- ② 看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業※

各都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が各都道府県ハローワークと協働して実施する、求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに対する支援を行う。

(2) 看護職員確保対策の総合的推進

- ① 看護職員需給見通しに関する検討会（第8次）等 新規 90百万円

平成28年以降の看護職員の需給見通しを策定するとともに、総合的な看護職員対策などを検討。

- ② 看護職員確保対策特別事業 44百万円

看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する取組に対する支援を行う。

2. 看護職員の資質向上

(1) チーム医療の総合的な推進

- ① 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業 新規 12百万円

第19回チーム医療推進会議においてとりまとめられた、「特定行為に係る看護師の研修制度について」の報告を踏まえ、特定行為（診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ高度な専門的知識及び技能をもって行う必要のある行為）に係る看護師の研修制度の円滑な施行に向け、指定研修機関の設置準備について支援を行う。

- ② 特定行為研修制度における手順書活用事業 25百万円

医師又は歯科医師の指示の下、手順書（プロトコール）に基づき、特定行為を行おうとする看護師の研修制度の具体的な検討に向けて看護業務の実施状況の検証を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進事業

- ① 看護職員専門分野研修事業 2百万円

高度な技術を有する認定看護師の養成研修などに対する支援を行う。

- ② 看護教員養成支援事業（通信制教育）改善経費 9百万円

看護教員養成において通信制教育（eラーニング）の実施のための支援を行う。

3. その他

(1) 経済連携協定（EPA）に伴う外国人看護師受入関連事業

- ① 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業 164百万円
- ② 外国人看護師候補者就労研修支援事業※

4. 医療提供体制の改革のための新たな財政支援制度の創設

新たな財政支援制度

602億円

- 医療従事者の確保・養成や在宅医療の推進、病床の機能分化・連携を図るため、関係法律の改正法案を平成26年通常国会に提出し、社会保障制度改革プログラム法に盛り込まれた新たな財政支援制度（各都道府県に基金を設置）を創設する。
- なお、国が策定する基本方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に配分することを求めるなどの対応を行う予定。
- 新たな財政支援制度の対象事業のうち、看護職員確保対策の対象事業（案）は次の通りであり、関係法律の改正法案が成立した後、決定する。

※ 新たな財政支援制度（基金）については、公費360億円の上乗せ措置を別途実施。その結果、基金規模は、公費で904億円（消費税増収活用分544億円（国：362億円、地方181億円）、その他上乗せ措置360億円（国：240億円、地方120億円）の合計額）。

(1) 医療従事者等の確保・養成

- ① 看護職員確保対策として、新人看護職員等への研修や、看護師等の離職防止・定着促進等に係る事業、看護師等養成所の運営等への財政支援を行う。
- ② 医療従事者の勤務環境改善対策として、都道府県における医療従事者の勤務環境改善の支援体制の整備や、院内保育所の運営等への財政支援を行う。

※ 医療機関の勤務環境改善に係るワンストップの相談支援体制の構築のため、このほかに、労働保険特別会計に2.2億円計上

(2) 医療提供体制の改革に向けた基盤整備

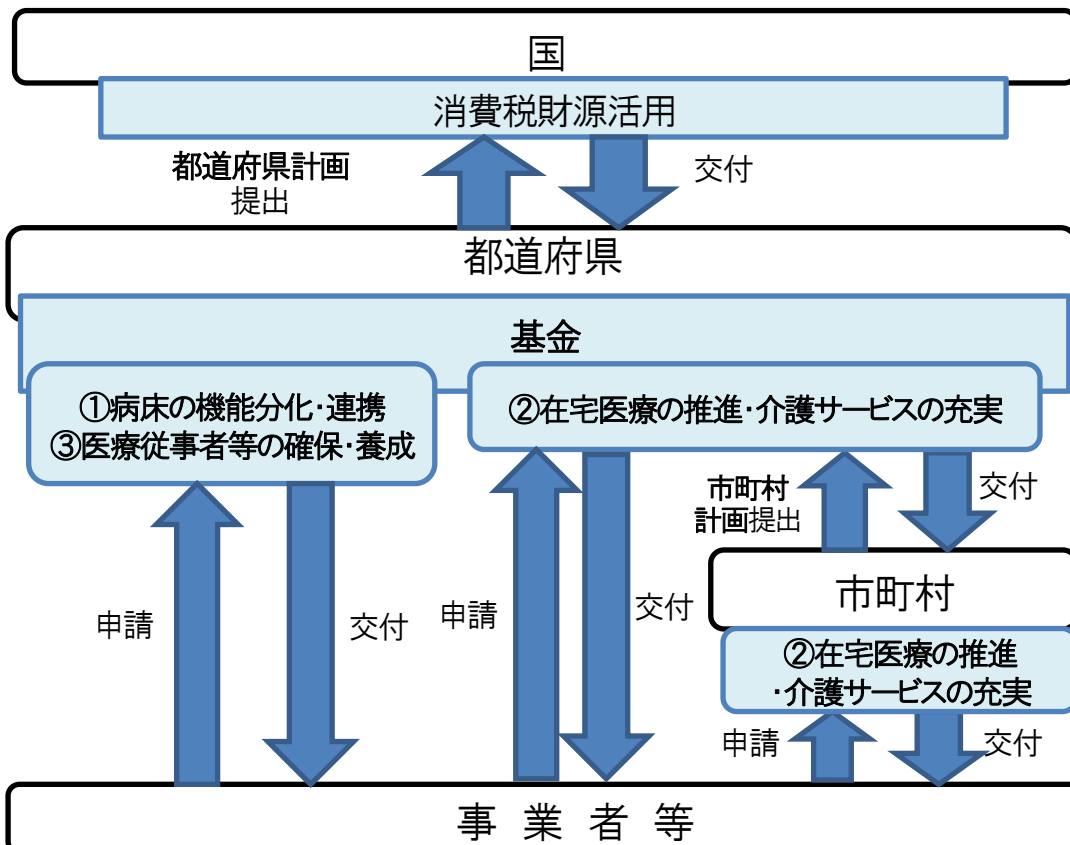
医療従事者の確保に資する医療機関等の施設及び設備等の整備への財政支援を行う。

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度

平成26年度
：公費で904億円

- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題。
- このため、医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設する。
- 各都道府県に消費税増収分を財源として活用した基金をつくり、各都道府県が作成した計画に基づき事業実施。
- ◇ 「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を改正し、法律上の根拠を設ける。
- ◇ この制度はまず医療を対象として平成26年度より実施し、介護については平成27年度から実施。病床の機能分化・連携については、平成26年度は回復期病床への転換等現状でも必要なもののみ対象とし、平成27年度からの地域医療構想(ビジョン)の策定後に更なる拡充を検討。

【新たな財政支援制度の仕組み(案)】



地域にとって必要な事業に適切かつ公平に配分される仕組み(案)

- ①国は、法律に基づく基本的な方針を策定し、対象事業を明確化。
 - ②都道府県は、計画を厚生労働省に提出。
 - ③国・都道府県・市町村が基本的な方針・計画策定に当たって公正性及び透明性を確保するため、関係者による協議の仕組みを設ける。
- ※国が策定する基本的な方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に配分することを求める旨を記載するなどの対応を行う予定。(公正性及び透明性の確保)

新たな財政支援制度の対象事業(案)

- 1 病床の機能分化・連携のために必要な事業**
(1)地域医療構想(ビジョン)の達成に向けた医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業 等
- 2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業**
(1)在宅医療(歯科・薬局を含む)を推進するための事業
(2)介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業 等
- 3 医療従事者等の確保・養成のための事業**
(1)医師確保のための事業
(2)看護職員の確保のための事業
(3)介護従事者の確保のための事業
(4)医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業 等

■国と都道府県の負担割合は、2/3:1/3